

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、綾歌郡亀越池土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和3年4月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	谷口 忠廣	丸亀市綾歌町岡田下741番地2	令和2年12月14日

2 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	岡原 正行	丸亀市綾歌町岡田下32番地2	令和3年3月14日